

令和8年度 定時総会

議 案 書

と き 令和8年6月6日（土） 午前9時30分

と ころ 大府市石ヶ瀬会館 ホール

公益社団法人 大府市シルバー人材センター

大府市民憲章

わたくしたち大府市民は、限りない市の発展
に願いを込めて、市民憲章を定めます。

1. 自然を愛し

美しい郷土をつくりましょう

1. 教養を深め

豊かな心を育てましょう

1. 健康でしあわせな家庭を

つくりましょう

1. 仕事に誇りをもち

りっぱな社会人になりましょう

1. きまりを守り

明るい平和なまちを

つくりましょう

昭和46年9月1日制定

目 次

令和8年度 定時総会次第	1
令和8年度 大府市シルバー人材センター顕彰者名簿	2
議 事	
議 案	
第1号議案 令和7年度事業報告の承認について	4
事業報告 1 概要	5
2 会員の状況	6
3 事務事業の経過	7
4 事業実績	12
5 シルバー派遣事業	13
第2号議案 令和7年度収支決算の承認について	14
収支計算書	15
貸借対照表	18
貸借対照表内訳表	19
正味財産増減計算書	20
正味財産増減計算書内訳表	22
財務諸表に対する注記	24
附属明細書	26
財産目録	27
監査報告書	30
第3号議案 役員の選任について	31
役員候補者名簿	32
報 告	
報告第1号 令和7年度収支補正予算（第1号、第2号、第3号）について	33
報告第2号 令和8年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて	40
報告第3号 公益社団法人大府市シルバー人材センター配分金規約の変更について	49

報告第4号	公益社団法人大府市シルバー人材センター利用規約の制定 について	51
報告第5号	公益社団法人大府市シルバー人材センター会員業務就業規 約の制定について	54
参考資料		
	公益社団法人大府市シルバー人材センター定款	59

令和8年度 定時総会次第

1 開会のことば

2 市民憲章唱和

3 会長あいさつ

4 来賓祝辞

大府市長

大府市議会議長

愛知県議会議員

5 顕彰

6 総会成立報告

7 議長選出

8 議事

(1) 議案

第1号議案 令和7年度事業報告の承認について

第2号議案 令和7年度収支決算の承認について

第3号議案 役員を選任について

(2) 報告

報告第1号 令和7年度収支補正予算（第1号、第2号、第3号）について

報告第2号 令和8年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて

報告第3号 公益社団法人大府市シルバー人材センター配分金規約の変更について

報告第4号 公益社団法人大府市シルバー人材センター利用規約の制定について

報告第5号 公益社団法人大府市シルバー人材センター会員業務就業規約の制定について

9 議長退任

10 閉会のことば

・バイオリン演奏とトーク

鈴木バイオリン製造株式会社

代表取締役社長 小野田祐真 様

令和8年度 大府市シルバー人材センター顕彰者名簿 (敬称略)

【表彰状受賞者】

1. 役員としてセンターの運営と発展に貢献し、その功績が顕著である。

会員番号	氏名	所属班
-	寺島 晴彦	市

1名

2. 会員として多年にわたり就業意欲の高揚に努め、事業の発展に寄与されました。

会員番号	氏名	所属班	会員番号	氏名	所属班
1710	小松 巳喜子	長草2班	1738	花井 和信	共和西3班
1741	稲垣 保茂	大府1班	1786	深谷 貢	大府6班

4名

【感謝状受賞者】

1. 長期にわたり会員に就業の場を提供し、事業の発展に寄与されました。

ミニストップ大府横根町店

1社

2. 90歳になられた現在も元気に就業する姿は他の模範である。

会員番号	氏名	所属班
2074	安江 篤	北崎3班

1名

3. 会員として就業に努力し、他の模範である。

(1) 15年

会員番号	氏名	所属班	会員番号	氏名	所属班
2235	磯貝 久男	石ヶ瀬3班	2238	深谷 正郷	共和西2班
2244	深谷 範男	大府4班	2248	権田 勇	長草2班
2266	安藤 智之	吉田4班	2279	佐伯 登志江	長草4班
2285	森 秀子	石ヶ瀬5班	2287	鐵本 友二	共和東2班
2289	加藤 義孝	大府6班	2290	仁野 榮次郎	共和東5班
2293	白木 幸	森岡2班	2296	井野口ヒロ子	吉田3班

12名

(2) 10年

会員番号	氏名	所属班	会員番号	氏名	所属班
2672	富田 登美子	共和東6班	2685	山口 徳治	大 府3班
2686	新家 五郎	共和東7班	2690	近藤 眞弓	大 府8班
2691	長谷川 伸一	大 府3班	2696	三上 茂美	長 草2班
2699	徳永 眞一	共和東2班	2706	佐藤 朝子	大 府6班
2713	伊佐治 悦子	横根山2班	2721	生熊 輝明	共和西6班
2734	相木 兼秋	北 崎3班	2737	小向 逸郎	森 岡1班
2739	鵜飼 典子	共和東5班	2740	神谷 年和	北 崎1班
2741	深谷 龍正	大 府6班	2743	渡辺 宗春	石ヶ瀬3班
2744	関口 正彦	共和東6班	2747	水野 友子	共和東6班
2749	鈴木 勝雄	共和東2班	2750	松下 良一	北 崎3班
2753	木村 大吉	森 岡1班	2754	今村 和明	共和東7班
2755	野口 稔	吉 田2班			

23名

(3) 5年

会員番号	氏名	所属班	会員番号	氏名	所属班
3092	加藤 勝	横 根2班	3095	鈴木 厚	共和東4班
3098	安達 文恵	森 岡2班	3099	服部 正	石ヶ瀬5班
3111	長谷川美登里	北 崎4班	3112	中村 忠	大 府3班
3120	梅村 茂良	横 根1班	3121	角谷 明義	横 根2班
3125	加古 健一	長 草3班	3127	大塚 みさ子	大 府1班
3129	濱本 梅子	大 府5班	3130	大島 良嗣	横 根3班
3134	加古 定治	長 草3班	3138	足立 孝生	石ヶ瀬3班
3145	加藤 精	共和東6班	3147	安村 朝生	共和東2班
3150	横山 政久	大 府5班	3156	山崎 敏男	横 根2班
3157	細井 春樹	横根山2班	3158	久野 幸司	北 崎2班
3160	鈴木 研一	吉 田1班	3162	伊藤 初明	大 府3班
3168	廣瀬 千佳子	吉 田2班			

23名

第1号議案

令和7年度事業報告の承認について

公益社団法人大府市シルバー人材センターの令和7年度事業報告について
定款第13条第4号及び第43条第1項の定めにより総会の承認を求めます。

令和8年6月6日提出

公益社団法人大府市シルバー人材センター
会 長 山 本 正 和

令和7年度事業報告

1 概要

第4次中期計画の4年目である令和7年度は、「会員の拡大」、「就業機会の確保と拡大」、「安全就業の徹底」の3つの基本方針に基づき事業に取り組みました。

いずれの指標についても前年度の実績を上回ることができましたが、中期計画及び年度の目標値は達成できませんでした。

		会員数	就業延人員	契約金額
令和7年度実績		675人	99,090人日	400,403千円
令和7年度事業計画 (第4次中期計画)	目標値	676人 (724人)	108,000人日 (108,000人日)	402,000千円 (402,000千円)
	達成率	99.9% (93.2%)	91.8% (91.8%)	99.6% (99.6%)
令和6年度実績	実績	651人	98,501人日	385,150千円
	前年比	103.7%	100.6%	104.0%

○基本方針ごとの状況

「会員の拡大」では、2年連続で会員数が前年を上回ることが出来ました。特に、会員紹介カードの活用や新たに導入した会費の夫婦割引・年度末割引により、新規入会者の増加に繋がりました。中でも夫婦割引の導入により、女性会員が増加する傾向となっており女性会員の構成比率が着実に上昇していることはとても大きな成果です。また、WEB版「おしごと説明会」の導入では、センターが石ヶ瀬会館で開催する説明会に出席しなくても、自宅に居ながら手軽にセンターの説明会を受講出来ることが会員の増加に繋がったと考えています。

「就業機会の確保と拡大」では、就業延人員については、請負業務で増加した一方で派遣業務が減少したため、前年実績を上回ったものの中期計画の目標値は達成出来ませんでした。また、契約金額については、市の施策として開始した「小学校における児童の早朝見守り」など、新たな依頼業務や配分金の見直し等により、前年実績を上回るとともに、中期計画の目標値に近い結果となりました。

「安全就業の徹底」では、年間を通じて様々な機会において安全第一の意識づけを継続して行いました。しかし、就業中における蜂刺され事故や就業途上での階段の踏み外しによる転落事故において大ケガをされた会員が発生したため、会報「シルバーおおぶ」を活用して全会員に注意喚起を行いました。損害賠償責任事故では、就業時の器物破損事故が発生したため、作業時における安全確認の徹底を改めて周知しました。

2 会員の状況

(1) 会員の入会率（令和7年度末）

A 大府市の人口 (前年度末)	B 60歳以上の人口 (前年度末)	C人口構成比 (前年度末)	D 会 員 数 (前年度末)	E 入会率 (前年度末)
93,326 (93,112)	24,957 (24,672)	B/A % 26.7 (26.5)	675 (651)	D/B % 2.70 (2.64)

(2) 会員数の推移（人）

項目	男女	前年度末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入会者	男	/	6	4	1	3	4	3	5	9	4	5	5	3	52
	女	/	9	3	3	6	2	0	2	2	4	5	2	3	41
退会者	男	/	11	1	4	0	1	0	1	1	1	1	2	15	38
	女	/	7	2	4	0	0	0	2	0	1	1	1	13	31
月末合計	男	417	412	415	412	415	418	421	425	433	436	440	443	431	/
	女	234	236	237	236	242	244	244	244	246	249	253	254	244	/
	計	651	648	652	648	657	662	665	669	679	685	693	697	675	/

(3) 退会者理由別数（人）

区 分	病 気	就 職	死 亡	転 居	加 齢	その他	計
男	8	3	2	0	8	17	38
女	7	2	2	0	7	13	31
計	15	5	4	0	15	30	69

(4) 会員の最高齢・最年少（歳）

区 分		令和7年度	前年度
最高齢	男	90(-1)	91
	女	90(-1)	91
最年少	男	61(+1)	60
	女	61(-1)	62

(5) 会員の平均年齢（歳）

区 分	令和7年度	前年度
男	76.6(+0.3)	76.3
女	74.9(-0.3)	75.2
平均	76.0(+0.1)	75.9

(6) 登録職群別就業状況（※受託・独自・派遣事業就業実人員：退会者除く）

職 群 別 区 分	技 術 群	技 能 群	事 務 整 理 群	管 理 群	外 交 群	一 般 作 業 群	サ ー ビ ス 群	そ の 他	計	就 業 率 (前年度)
登録会員数(人)	45	68	26	31	5	422	74	4	A 675	B/A %
就業実人員(人)	44	62	24	28	5	397	63	3	B 626	92.7 (92.8)

3 事務事業の経過

(1) 総会・会議関係

年月日	内	容
令和7年		
4. 15	・第1回理事会	大会議室 出席 14名
15	・感謝状並びに表彰状審査委員会	大会議室 出席 7名
17	・役員候補者選考委員会	幸齢ゆめハウス 出席 6名
5. 2	・業務監査	シルバー会議室
16	・職群班リーダー会議	大会議室 出席 30名
20	・第2回理事会	大会議室 出席 14名
6. 7	・定時総会	石ヶ瀬会館ホール 会員数657名 出席 174名(当日出席) 282名(委任状) 49名(書面表決書)
	・臨時理事会	大会議室 出席 13名
16	・第3回理事会	大会議室 出席 13名
7. 15	・第4回理事会	大会議室 出席 14名
8. 19	・第5回理事会	大会議室 出席 12名
9. 16	・第6回理事会	大会議室 出席 13名
10. 21	・第7回理事会	大会議室 出席 14名
29	・上半期会計監査	シルバー会議室
11. 18	・第8回理事会	大会議室 出席 13名
12. 16	・第9回理事会	大会議室 出席 13名
令和8年		
1. 20	・第10回理事会	大会議室 出席 12名
23	・ブロック会議	10会場 出席 191名(2月3日まで)
2. 17	・第11回理事会	大会議室 出席 11名
3. 5	・除草班リーダー会議	大会議室 出席 16名
17	・第12回理事会	大会議室 出席 13名

(2) 委員会

年月日	内	容
令和7年		
8. 19	・第1回会員拡大委員会	大会議室

年月日	内 容	容
11. 4	・第1回就業形態適正化実施委員会	幸齢ゆめハウス
12. 16	・第2回会員拡大委員会	大会議室
令和8年		
1. 15	・第2回就業形態適正化実施委員会	幸齢ゆめハウス
2. 3	・第1回企画委員会	幸齢ゆめハウス

(3) 研修会・講習会

年月日	内 容	容
令和7年		
4. 2	・おしごと説明会	視聴覚室 (9名)
5. 7	・おしごと説明会	視聴覚室 (8名)
27	・新任理事(候補者)研修会	幸齢ゆめハウス (10名)
6. 4	・おしごと説明会	視聴覚室 (8名)
7. 2	・おしごと説明会	視聴覚室 (15名)
8. 6	・おしごと説明会	視聴覚室 (13名)
21	・児童の早朝預かり事業 現地研修	石ヶ瀬小学校 (4名) 共和西小学校 (5名)
27	・児童の早朝預かり事業 AED研修	大会議室 (11名) (28日)
9. 3	・おしごと説明会	視聴覚室 (4名)
25	・防犯講習会	大会議室 (15名)
10. 1	・おしごと説明会	視聴覚室 (6名)
11. 5	・おしごと説明会	視聴覚室 (12名)
21	・第1回防災学習会	防災学習センター (14名)
27	・第2回防災学習会	防災学習センター (10名)
12. 3	・おしごと説明会	視聴覚室 (8名)
令和8年		
1. 7	・おしごと説明会	視聴覚室 (14名)
28	・柿の剪定講習会	吉川町地内 (18名)
2. 4	・おしごと説明会	視聴覚室 (18名)
3. 4	・おしごと説明会	視聴覚室 (15名)
10	・松の木剪定技能講習会	大府北中学校 (19名)
23	・児童の早朝預かり事業 現地研修	大府小学校 (3名)
24	・児童の早朝預かり事業 現地研修	大東小学校 (5名)

年月日	内 容
25	・児童の早朝預かり事業 現地研修 北山小学校 (3名) ・児童の早朝預かり事業 現地研修 東山小学校 (6名)
26	・児童の早朝預かり事業 現地研修 共長小学校 (6名) ・児童の早朝預かり事業 現地研修 吉田小学校 (5名)
30	・児童の早朝預かり事業 AED講習会 ホール (27名)

(4) 安全活動

年月日	内 容
令和7年	
4. 16	・第1回安全衛生委員会 シルバー会議室
5. 13	・剪定班会議・剪定安全講習会 大会議室
16	・健康・安全対策員会議 大会議室
21	・第2回安全衛生委員会 シルバー会議室
6. 16	・第1回安全・適正就業委員会 大会議室
18	・第3回安全衛生委員会 シルバー会議室
7. 3	・安全・適正就業委員会「巡回指導」 川池緑道他(7・8日)
16	・第4回安全衛生委員会 シルバー会議室
18	・第1回刈払機取扱者安全講習会 あいち健康の森公園
8. 20	・第5回安全衛生委員会 シルバー会議室
9. 16	・第2回安全・適正就業委員会 大会議室
17	・第6回安全衛生委員会 シルバー会議室
10. 15	・第7回安全衛生委員会 シルバー会議室
30	・交通安全講習会 大会議室
11. 12	・運転適性検査 太洋自動車学校(19・26日)
18	・第3回安全・適正就業委員会 大会議室
19	・第8回安全衛生委員会 シルバー会議室
12. 17	・第9回安全衛生委員会 シルバー会議室
令和8年	
1. 20	・第4回安全・適正就業委員会 大会議室
21	・第10回安全衛生委員会 シルバー会議室
2. 25	・第11回安全衛生委員会 シルバー会議室
3. 6	・第2回刈払機取扱者安全講習会 石ヶ瀬会館ホール
17	・第5回安全・適正就業委員会 大会議室
18	・第12回安全衛生委員会 シルバー会議室

(5) 普及啓発活動

年月日	内 容
令和7年	
4. 1	・広報おおぶ掲載「シルバー人材センター会員募集(上半期)」
6. 16	・全会員に「新入会員紹介カード」の配付
7. 1	・広報紙「SCおおぶ」 第69号発行 全戸配布 (広報おおぶ折込) ・商工会議所チラシ
26	・石ヶ瀬夏まつり出店「喫茶さくら」
29	・図書館こどもまつり出店「幸齢ゆめボックス手作り品の販売」
7. 31	・夏休み「お豆腐作り教室」開催
9. 28	・福祉・健康フェア出展「ちびっこ木工教室、木工製品等の販売」
10. 1	・広報おおぶ掲載「おしごと説明会のご案内」
10. 25	・産業文化まつり出展「ちびっこ木工教室」 (26日)
11. 1	・「シルバーの日」一斉ボランティア活動(清掃活動) 157名参加(7・8日)
令和8年	
1. 1	・広報紙「SCおおぶ」 第70号発行 全戸配布 (広報おおぶ折込)
2. 3	・会員募集チラシ 中日新聞折込 ※1月から2月に自治区の回覧板を活用して会員募集を実施
12	・会員拡大委員会主催イベント「フラワーアレンジメント教室」
19	・会員拡大委員会主催イベント「コーヒーの淹れかた教室」 (26日) ※ホームページの更新を随時実施

(6) 愛シ連等関係行事への参加・協力

年月日	内 容
令和7年	
4. 23	・知多シ協事務局長会議 常滑市シルバー人材センター
25	・愛シ連安全・適正就業推進員研修会 Zoomによるオンライン研修
6. 10	・東シ協通常総会・経験交流大会 ウィンクあいち
17	・愛シ連通常総会 ウィンクあいち
20	・愛シ連第1回シルバー派遣事業連絡会議 Zoomによるオンライン会議
25	・NRIセミナー「シニアではくくれない!“壁”は年齢ではなくデジタル」 AP日本橋
7. 4	・愛シ連安全・適正就業推進大会 ウィンクあいち・Zoom
11	・知多シ協業務担当者会議 知多市勤労文化会館
18	・知多シ協会長事務局長会議 東海市しあわせ村

年月日	内 容	容
25	・東シ協職員研修会	ウインクあいち
29	・愛シ連あいちシルバー職員強化合宿（課題研修）（30日）	南知多町まるは
9. 9	・全シ協会員拡大・就業開拓担当者会議	YouTube視聴
25	・愛シ連イキイキあいちシルバ人材フェスタ in 東海	東海市芸術劇場他
	・知多シ協第2回事務局長会議	東海市芸術劇場
10. 14	・愛シ連事務局長会議	Zoomによるオンライン会議
17	・愛シ連第2回シルバー派遣事業連絡会議	Zoomによるオンライン会議
22	・愛シ連安全・適正就業パトロール	愛厚ホーム大府苑他
30	・愛シ連事業推進交流大会	日本特殊陶業市民会館
11. 12	・愛シ連会長会議・トップセミナー	ウインクあいち
12. 10	・愛シ連シルバー人材センター事業指導	シルバー会議室
令和8年		
1. 8	・大府商工会議所賀詞交換間	大府市役所
2. 2	・愛シ連第2回事務局長会議	Zoomによるオンライン研修
25	・課題研修「公益法人制度改正」	Zoomによるオンライン研修
27	・知多シ協庶務担当者会議	東浦町シルバー人材センター

(7) 情報交換

年月日	内 容	容
令和7年		
7. 17	・静岡県裾野市SC役員視察研修（来訪） 「除草㎡単価及び剪定本当たり単価について」	
8. 15	・NR I ユーザー研修会	Zoomによるオンライン研修
10. 11	・知多市SC設立40周年記念式典	知多市勤労文化会館
25	・武豊町SC設立40周年記念式典	武豊町ゆめたろうプラザ
11. 21	・蒲郡市SC職員研修（来訪） 「早朝児童見守り事業等について」	
27	・日進市SC職員研修（訪問） 「会員拡大等について」	
令和8年		
3. 17	・常設、全世代型サロン交流会	大府市役所

4 事業実績（受託・独自事業）

(1) 会員数・就業状況

年月	会員数(人)			就業状況											
	男	女	計	受託件数(件)					就業実人員(人)			延日人員 (人)	就業率		
				家庭	事業所	公共	独自	計	男	女	計		男	女	計
4	412	236	648	282	112	66	76	536	327	183	510	6,849	79.4%	77.5%	78.7%
5	415	237	652	352	108	87	82	629	332	180	512	7,871	80.0%	75.9%	78.5%
6	412	236	648	402	126	108	72	708	331	179	510	7,794	80.3%	75.8%	78.7%
7	415	242	657	420	120	107	96	743	333	185	518	8,609	80.2%	76.4%	78.8%
8	418	244	662	373	107	101	76	657	318	176	494	7,140	76.1%	72.1%	74.6%
9	421	244	665	387	112	99	86	684	329	185	514	8,019	78.1%	75.8%	77.3%
10	425	244	669	496	115	90	82	783	337	187	524	8,421	79.3%	76.6%	78.3%
11	433	246	679	442	117	60	83	702	336	181	517	7,537	77.6%	73.6%	76.1%
12	436	249	685	431	114	65	83	693	335	175	510	7,301	76.8%	70.3%	74.5%
1	440	253	693	311	101	81	78	571	332	179	511	6,143	75.5%	70.8%	73.7%
2	443	254	697	331	109	111	80	631	338	188	526	7,060	76.3%	74.0%	75.5%
3	431	244	675	375	104	80	81	640	330	183	513	7,007	76.6%	75.0%	76.0%
合計				4,602	1,345	1,055	975	7,977	3,978	2,181	6,159	89,751			
月平均	425	244	669	384	112	88	81	665	332	182	513	7,479	78.0%	74.5%	76.7%
前年度 対比	103.4%	104.3%	103.7%	109.1%	94.8%	100.1%	102.6%	104.4%	102.0%	104.7%	102.9%	101.2%	100.4%	98.8%	99.8%
項目内 比率				57.7%	16.9%	13.2%	12.2%	100.0%							

3月末会員数 675人 就業実人員数(退会者除く)589人 年間就業率 87.3%

就業実人員数(退会者含む)615人 年間就業率 91.1% 月平均就業日数 15.9日/月

(2) 契約金額状況

年月	配分金状況(円)					事務費 (円)	材料費等 (円)	契約金額 (円)
	家庭	事業所	公共	独自事業	計			
4	1,117,107	5,857,194	15,582,409	266,895	22,823,605	2,254,770	1,272,917	26,351,292
5	2,202,255	6,596,435	17,687,816	244,469	26,730,975	2,644,548	1,827,928	31,203,451
6	2,362,959	7,066,044	17,018,044	253,212	26,700,259	2,642,593	1,767,175	31,110,027
7	2,696,260	7,353,436	18,664,259	312,044	29,025,999	2,843,720	1,886,879	33,756,598
8	2,009,170	6,208,023	14,619,511	187,274	23,023,978	2,272,839	1,286,811	26,583,628
9	2,340,311	6,532,621	18,790,874	282,544	27,946,350	2,764,911	1,913,882	32,625,143
10	4,603,870	6,934,851	16,244,881	240,903	28,024,505	2,772,620	1,941,820	32,738,945
11	4,902,782	6,452,616	14,652,369	210,440	26,218,207	2,576,774	1,674,587	30,469,568
12	4,266,312	6,684,549	13,883,862	217,258	25,051,981	2,484,251	1,590,065	29,126,297
1	1,770,510	5,383,445	13,026,389	232,565	20,412,909	2,015,309	1,238,387	23,666,605
2	2,058,601	6,175,021	16,010,849	228,773	24,473,244	2,387,938	2,451,043	29,312,225
3	2,296,458	5,818,406	14,638,949	262,420	23,016,233	2,271,407	2,134,231	27,421,871
合計	32,626,595	77,062,641	190,820,212	2,938,797	303,448,245	29,931,680	20,985,725	354,365,650
月平均	2,718,883	6,421,887	15,901,684	244,900	25,287,354	2,494,307	1,748,810	29,530,471
前年度 対比	105.3%	99.2%	108.3%	100.8%	105.5%	105.8%	96.8%	104.9%
項目内 比率	10.8%	25.4%	62.9%	1.0%	100.0%			
					85.6%	8.4%	5.9%	100.0%

5 シルバー派遣事業（大府市事務所）

(1) 派遣会員の状況（年度末：人）

	派遣登録会員数 (前年度)	派遣就業実人員 (前年度)
男	77 (77)	34 (33)
女	60 (55)	41 (33)
計	137 (132)	75 (66)
前年度比	103.8%	113.6%

(2) 派遣事業実績

月	就 業 延人員	派遣事業 収 入	派 遣 事 業 支 出			労働者派遣事業受託収入	
			会員賃金	派遣経費	計	愛シ連手数料	大府市手数料
4	794	4,026,359	3,183,310	378,338	3,561,648	92,942	371,769
5	765	3,827,515	3,016,515	361,733	3,378,248	89,853	359,414
6	767	3,782,261	3,004,878	360,564	3,365,442	83,364	333,455
7	759	3,852,115	2,984,088	358,348	3,342,436	101,936	407,743
8	706	3,507,277	2,754,535	335,072	3,089,607	83,534	334,136
9	768	3,677,277	3,019,324	362,158	3,381,482	59,159	236,636
10	836	4,166,722	3,380,534	399,070	3,779,604	77,424	309,694
11	800	4,117,058	3,206,988	381,401	3,588,389	105,734	422,935
12	827	4,111,481	3,323,048	393,387	3,716,435	79,009	316,037
1	792	3,620,387	3,144,032	375,210	3,519,242	20,229	80,916
2	724	3,404,732	2,931,094	353,668	3,284,762	23,994	95,976
3	801	3,943,941	3,220,834	383,211	3,604,045	67,979	271,917
計	9,339	46,037,125	37,169,180	4,442,160	41,611,340	885,157	3,540,628
前年度計	(9,793)	(47,486,808)	(37,273,505)	(4,447,033)	(41,720,538)	(1,153,256)	(4,613,014)
前年度比	95.4%	96.9%	99.7%	99.9%	99.7%	76.8%	76.8%

注記

シルバー派遣事業の事業主体は、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会であるため、派遣事業実績は愛シ連の決算書に計上され、センターは大府市手数料（労働者派遣事業受託収入）のみ計上する。

派遣事業収入から派遣事業支出を差し引いた額が労働者派遣受託収入となり、その内の20%が愛シ連手数料、80%が大府市手数料となる。

第2号議案

令和7年度収支決算の承認について

公益社団法人大府市シルバー人材センターの令和7年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に関する注記、附属明細書及び財産目録について定款第13条第4号及び第43条第1項の定めにより総会の承認を求めます。

令和8年6月6日提出

公益社団法人大府市シルバー人材センター
会長 山本正和

収支計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	353,892,000	350,459,465	3,432,535
受取配分金	300,520,000	300,509,448	10,552
受取材料費等	23,320,000	20,311,789	3,008,211
受取事務費	30,052,000	29,638,228	413,772
独自事業収益	4,243,000	3,906,185	336,815
独自事業受取配分金	3,200,000	2,938,797	261,203
独自事業受取材料費等	723,000	673,936	49,064
独自事業受取事務費	320,000	293,452	26,548
労働者派遣事業等受託収益	4,442,000	3,540,628	901,372
労働者派遣事業等受託収益	4,442,000	3,540,628	901,372
受取会費	1,490,000	1,360,000	130,000
正会員受取会費	1,490,000	1,360,000	130,000
受取補助金等	37,579,000	37,579,000	0
受取連合交付金	16,944,000	16,944,000	0
受取(市)補助金	20,635,000	20,635,000	0
受取負担金	14,000	13,200	800
受取負担金	14,000	13,200	800
特定資産運用益	1,000	13,235	△ 12,235
特定資産受取利息	1,000	13,235	△ 12,235
雑収益	509,000	303,560	205,440
受取利息	38,000	48,435	△ 10,435
雑収益	471,000	255,125	215,875
経常収益計	402,170,000	397,175,273	4,994,727
(2) 経常費用			
事業費	397,665,000	392,269,247	5,395,753
支払配分金	300,520,000	300,509,448	10,552
支払材料費等	23,320,000	20,408,314	2,911,686
独自事業支払配分金	3,200,000	2,938,797	261,203
独自事業支払材料費等	723,000	708,081	14,919
給料手当	30,679,000	30,225,711	453,289
臨時雇賃金	7,448,000	7,403,530	44,470
法定福利費	4,970,000	4,808,927	161,073
退職給付費用	708,000	685,910	22,090
福利厚生費	175,000	124,153	50,847
会議費	0	0	0
旅費交通費	111,000	48,798	62,202
通信運搬費	1,374,000	1,306,511	67,489
什器備品費	95,000	27,314	67,686
消耗品費	3,017,000	2,867,909	149,091
修繕費	170,000	124,128	45,872
印刷製本費	971,000	863,777	107,223
光熱水料費	1,047,000	876,622	170,378
賃借料	1,560,000	1,538,372	21,628
保険料	2,445,000	2,437,140	7,860
諸謝金	154,000	67,000	87,000
租税公課	7,142,000	7,024,300	117,700
支払負担金	8,000	0	8,000
委託費	6,606,000	6,511,398	94,602
教材費	10,000	0	10,000
訓練委託費	44,000	44,000	0
作業適応訓練費	828,000	427,966	400,034
支払手数料	320,000	271,678	48,322
雑費	20,000	19,463	537

収支計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
管理費	9,179,000	8,586,909	592,091
給料手当	4,278,000	4,217,896	60,104
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	1,463,000	1,427,275	35,725
退職給付費用	176,000	173,340	2,660
福利厚生費	20,000	8,090	11,910
会議費	327,000	216,183	110,817
役員等旅費交通費	740,000	674,000	66,000
旅費交通費	52,000	11,284	40,716
通信運搬費	85,000	46,786	38,214
消耗品費	357,000	330,767	26,233
修繕費	5,000	0	5,000
印刷製本費	208,000	162,316	45,684
光熱水料費	100,000	54,768	45,232
賃借料	397,000	381,392	15,608
保険料	174,000	172,240	1,760
諸謝金	20,000	4,900	15,100
支払負担金	360,000	323,200	36,800
委託費	347,000	341,332	5,668
支払手数料	6,000	0	6,000
雑費	64,000	41,140	22,860
経常費用計	406,844,000	400,856,156	5,987,844
当期経常増減額	△ 4,674,000	△ 3,680,883	△ 993,117
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,674,000	△ 3,680,883	△ 993,117
一般正味財産期首残高	26,312,368	26,312,368	0
一般正味財産期末残高	21,638,368	22,631,485	△ 993,117
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	21,638,368	22,631,485	△ 993,117

収 支 計 算 書 (注記)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
【投資活動収支の部】			
<投資活動収入>			
特定資産取崩収入	1,867,000	1,000,000	867,000
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0
財政運営資金積立資産取崩収入	867,000	0	867,000
共済会預け金取崩収入	0	0	0
施設移転整備費積立資産取崩収入	0	0	0
心ボ ^レ イ制度対応準備資金積立資産取崩収入	1,000,000	1,000,000	0
投資活動収入計	1,867,000	1,000,000	867,000
<投資活動支出>			
特定資産取得支出	884,000	859,250	24,750
退職給付引当資産取得支出	762,000	743,000	19,000
財政運営資金積立資産取得支出	0	0	0
共済会預け金取得支出	122,000	116,250	5,750
施設移転整備費積立資産取得支出	0	0	0
心ボ ^レ イ制度対応準備資金積立資産取得支出	0	0	0
投資活動支出計	884,000	859,250	24,750
投資活動収支差額	983,000	140,750	842,250
【財務活動収支の部】			
<財務活動収入>			
財務活動収入計	0	0	0
<財務活動支出>			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	983,000	140,750	842,250

貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	9,100	56,182	△ 47,082
普通預金	12,571,810	18,018,607	△ 5,446,797
郵便貯金	0	0	0
未収金	27,421,198	29,483,604	△ 2,062,406
棚卸資産	79,442	15,130	64,312
立替金	122,171	152,088	△ 29,917
前払金	3,604,120	290,757	3,313,363
流動資産合計	43,807,841	48,016,368	△ 4,208,527
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	9,533,000	8,790,000	743,000
財政運営資金積立資産	5,000,000	5,000,000	0
共済会預け金	1,353,150	1,236,900	116,250
施設移転整備費積立資産	1,500,000	1,500,000	0
ｲﾝﾌｫｲｽ制度対応準備資金積立資産	0	1,000,000	△ 1,000,000
特定資産合計	17,386,150	17,526,900	△ 140,750
(3) その他固定資産			
電話加入権	82,632	82,632	0
運営基金積立資産	1,030,000	1,030,000	0
その他固定資産合計	1,112,632	1,112,632	0
固定資産合計	18,498,782	18,639,532	△ 140,750
資産合計	62,306,623	66,655,900	△ 4,349,277
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	27,693,766	29,267,089	△ 1,573,323
前受金	574,818	664,602	△ 89,784
預り金	520,404	384,941	135,463
流動負債合計	28,788,988	30,316,632	△ 1,527,644
2. 固定負債			
退職給付引当金	9,533,000	8,790,000	743,000
共済会給付引当金	1,353,150	1,236,900	116,250
固定負債合計	10,886,150	10,026,900	859,250
負債合計	39,675,138	40,343,532	△ 668,394
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	22,631,485	26,312,368	△ 3,680,883
(うち特定資産への充当額)	(6,500,000)	(7,500,000)	(△ 1,000,000)
正味財産合計	22,631,485	26,312,368	△ 3,680,883
負債及び正味財産合計	62,306,623	66,655,900	△ 4,349,277

貸借対照表内訳表

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	9,100	0	9,100
普通預金	8,700,053	3,871,757	12,571,810
郵便貯金	0	0	0
未収金	27,421,198	0	27,421,198
棚卸資産	79,442	0	79,442
立替金	122,171	0	122,171
前払金	3,480,720	123,400	3,604,120
流動資産合計	39,812,684	3,995,157	43,807,841
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	9,533,000	0	9,533,000
財政運営資金積立資産	5,000,000	0	5,000,000
共済会預け金	1,353,150	0	1,353,150
施設移転整備費積立資産	1,500,000	0	1,500,000
ITボイス制度対応準備資金積立資産	0	0	0
特定資産合計	17,386,150	0	17,386,150
(3) その他固定資産			
電話加入権	69,411	13,221	82,632
運営基金積立資産	1,030,000	0	1,030,000
その他固定資産合計	1,099,411	13,221	1,112,632
固定資産合計	18,485,561	13,221	18,498,782
資産合計	58,298,245	4,008,378	62,306,623
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	27,590,933	102,833	27,693,766
前受金	574,818	0	574,818
預り金	520,404	0	520,404
流動負債合計	28,686,155	102,833	28,788,988
2. 固定負債			
退職給付引当金	9,533,000	0	9,533,000
共済会給付引当金	1,353,150	0	1,353,150
固定負債合計	10,886,150	0	10,886,150
負債合計	39,572,305	102,833	39,675,138
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	18,725,940	3,905,545	22,631,485
(うち特定資産への充当額)	(6,500,000)	(0)	(6,500,000)
正味財産合計	18,725,940	3,905,545	22,631,485
負債及び正味財産合計	58,298,245	4,008,378	62,306,623

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	350,459,465	333,861,407	16,598,058
受取配分金	300,509,448	284,777,231	15,732,217
受取材料費等	20,311,789	21,081,292	△ 769,503
受取事務費	29,638,228	28,002,884	1,635,344
独自事業収益	3,906,185	3,801,783	104,402
独自事業受取配分金	2,938,797	2,915,672	23,125
独自事業受取材料費等	673,936	594,960	78,976
独自事業受取事務費	293,452	291,151	2,301
労働者派遣事業等受託収益	3,540,628	4,613,014	△ 1,072,386
労働者派遣事業等受託収益	3,540,628	4,613,014	△ 1,072,386
受取会費	1,360,000	1,364,000	△ 4,000
正会員受取会費	1,360,000	1,364,000	△ 4,000
受取補助金等	37,579,000	35,579,000	2,000,000
受取連合交付金	16,944,000	16,544,000	400,000
受取(市)補助金	20,635,000	19,035,000	1,600,000
受取負担金	13,200	13,200	0
受取負担金	13,200	13,200	0
特定資産運用益	13,235	807	12,428
特定資産受取利息	13,235	807	12,428
雑収益	303,560	468,329	△ 164,769
受取利息	48,435	13,326	35,109
雑収益	255,125	455,003	△ 199,878
経常収益計	397,175,273	379,701,540	17,473,733
(2) 経常費用			
事業費	392,269,247	370,684,878	21,584,369
支払配分金	300,509,448	284,777,231	15,732,217
支払材料費等	20,408,314	21,057,584	△ 649,270
独自事業支払配分金	2,938,797	2,915,672	23,125
独自事業支払材料費等	708,081	746,719	△ 38,638
給料手当	30,225,711	24,652,671	5,573,040
臨時雇賃金	7,403,530	8,309,541	△ 906,011
法定福利費	4,808,927	4,802,924	6,003
退職給付費用	685,910	838,278	△ 152,368
福利厚生費	124,153	82,670	41,483
会議費	0	40,917	△ 40,917
旅費交通費	48,798	53,293	△ 4,495
通信運搬費	1,306,511	1,234,728	71,783
什器備品費	27,314	264,297	△ 236,983
消耗品費	2,867,909	1,744,744	1,123,165
修繕費	124,128	121,000	3,128
印刷製本費	863,777	858,319	5,458
光熱水料費	876,622	1,269,237	△ 392,615
賃借料	1,538,372	1,659,638	△ 121,266
保険料	2,437,140	2,121,130	316,010
諸謝金	67,000	100,000	△ 33,000
租税公課	7,024,300	6,576,900	447,400
支払負担金	0	0	0
委託費	6,511,398	5,829,190	682,208
教材費	0	0	0
訓練委託費	44,000	8,800	35,200
作業適応訓練費	427,966	342,475	85,491
支払手数料	271,678	274,670	△ 2,992
雑費	19,463	2,250	17,213

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
管理費	8,586,909	6,975,861	1,611,048
給料手当	4,217,896	3,189,456	1,028,440
臨時雇賃金	0	243,000	△ 243,000
法定福利費	1,427,275	523,084	904,191
退職給付費用	173,340	245,258	△ 71,918
福利厚生費	8,090	6,439	1,651
会議費	216,183	179,124	37,059
役員等旅費交通費	674,000	691,000	△ 17,000
旅費交通費	11,284	18,940	△ 7,656
通信運搬費	46,786	84,197	△ 37,411
消耗品費	330,767	250,703	80,064
修繕費	0	0	0
印刷製本費	162,316	164,869	△ 2,553
光熱水料費	54,768	81,577	△ 26,809
賃借料	381,392	402,864	△ 21,472
保険料	172,240	123,840	48,400
諸謝金	4,900	0	4,900
支払負担金	323,200	334,600	△ 11,400
委託費	341,332	332,410	8,922
支払手数料	0	1,540	△ 1,540
雑費	41,140	102,960	△ 61,820
經常費用計	400,856,156	377,660,739	23,195,417
当期經常増減額	△ 3,680,883	2,040,801	△ 5,721,684
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,680,883	2,040,801	△ 5,721,684
一般正味財産期首残高	26,312,368	24,271,567	2,040,801
一般正味財産期末残高	22,631,485	26,312,368	△ 3,680,883
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	22,631,485	26,312,368	△ 3,680,883

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計		法人会計	合計
	シルバー人材センター事業	小計		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	342,225,465	342,225,465	8,234,000	350,459,465
受取配分金	300,509,448	300,509,448	0	300,509,448
受取材料費等	20,311,789	20,311,789	0	20,311,789
受取事務費	21,404,228	21,404,228	8,234,000	29,638,228
独自事業収益	3,906,185	3,906,185	0	3,906,185
独自事業受取配分金	2,938,797	2,938,797	0	2,938,797
独自事業受取材料費等	673,936	673,936	0	673,936
独自事業受取事務費	293,452	293,452	0	293,452
労働者派遣事業等受託収益	3,540,628	3,540,628	0	3,540,628
労働者派遣事業等受託収益	3,540,628	3,540,628	0	3,540,628
受取会費	680,000	680,000	680,000	1,360,000
正会員受取会費	680,000	680,000	680,000	1,360,000
受取補助金等	37,579,000	37,579,000	0	37,579,000
受取連合交付金	16,944,000	16,944,000	0	16,944,000
受取(市)補助金	20,635,000	20,635,000	0	20,635,000
受取負担金	13,200	13,200	0	13,200
受取負担金	13,200	13,200	0	13,200
特定資産運用益	13,235	13,235	0	13,235
特定資産受取利息	13,235	13,235	0	13,235
雑収益	295,636	295,636	7,924	303,560
受取利息	40,511	40,511	7,924	48,435
雑収益	255,125	255,125	0	255,125
経常収益計	388,253,349	388,253,349	8,921,924	397,175,273
(2) 経常費用				
事業費	392,269,247	392,269,247	0	392,269,247
支払配分金	300,509,448	300,509,448	0	300,509,448
支払材料費等	20,408,314	20,408,314	0	20,408,314
独自事業支払配分金	2,938,797	2,938,797	0	2,938,797
独自事業支払材料費等	708,081	708,081	0	708,081
給料手当	30,225,711	30,225,711	0	30,225,711
臨時雇賃金	7,403,530	7,403,530	0	7,403,530
法定福利費	4,808,927	4,808,927	0	4,808,927
退職給付費用	685,910	685,910	0	685,910
福利厚生費	124,153	124,153	0	124,153
会議費	0	0	0	0
旅費交通費	48,798	48,798	0	48,798
通信運搬費	1,306,511	1,306,511	0	1,306,511
什器備品費	27,314	27,314	0	27,314
消耗品費	2,867,909	2,867,909	0	2,867,909
修繕費	124,128	124,128	0	124,128
印刷製本費	863,777	863,777	0	863,777
光熱水料費	876,622	876,622	0	876,622
賃借料	1,538,372	1,538,372	0	1,538,372
保険料	2,437,140	2,437,140	0	2,437,140
諸謝金	67,000	67,000	0	67,000
租税公課	7,024,300	7,024,300	0	7,024,300
支払負担金	0	0	0	0
委託費	6,511,398	6,511,398	0	6,511,398
教材費	0	0	0	0
訓練委託費	44,000	44,000	0	44,000
作業適応訓練費	427,966	427,966	0	427,966
支払手数料	271,678	271,678	0	271,678
雑費	19,463	19,463	0	19,463

正味財産増減計算書内訳表

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計		法人会計	合計
	シルバー人材センター事業	小計		
管理費	0	0	8,586,909	8,586,909
給料手当	0	0	4,217,896	4,217,896
臨時雇賃金	0	0	0	0
法定福利費	0	0	1,427,275	1,427,275
退職給付費用	0	0	173,340	173,340
福利厚生費	0	0	8,090	8,090
会議費	0	0	216,183	216,183
役員等旅費交通費	0	0	674,000	674,000
旅費交通費	0	0	11,284	11,284
通信運搬費	0	0	46,786	46,786
消耗品費	0	0	330,767	330,767
修繕費	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	162,316	162,316
光熱水料費	0	0	54,768	54,768
賃借料	0	0	381,392	381,392
保険料	0	0	172,240	172,240
諸謝金	0	0	4,900	4,900
支払負担金	0	0	323,200	323,200
委託費	0	0	341,332	341,332
支払手数料	0	0	0	0
雑費	0	0	41,140	41,140
経常費用計	392,269,247	392,269,247	8,586,909	400,856,156
当期経常増減額	△ 4,015,898	△ 4,015,898	335,015	△ 3,680,883
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,015,898	△ 4,015,898	335,015	△ 3,680,883
一般正味財産期首残高		22,741,838	3,570,530	26,312,368
一般正味財産期末残高		18,725,940	3,905,545	22,631,485
II 指定正味財産増減の部				
(1) 収益				
収益計	0	0	0	0
(2) 費用				
費用計	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0
III 正味財産期末残高		18,725,940	3,905,545	22,631,485

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法によっている。
- (2) 引当金の計上方法
退職給付引当金・共済会預け金は期末退職給付の要支給額に相当する額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 特定資産の増減及びその残高

特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
特定資産				
退職給付引当資産	8,790,000	743,000	0	9,533,000
共済会預け金	1,236,900	116,250	0	1,353,150
財政運営資金積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
施設移転整備費積立資産	1,500,000	0	0	1,500,000
インボイス制度対応準備資金積立資産	1,000,000	0	1,000,000	0
合 計	17,526,900	859,250	1,000,000	17,386,150

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	9,533,000	(0)	(0)	(9,533,000)
共済会預け金	1,353,150	(0)	(0)	(1,353,150)
財政運営資金積立資産	5,000,000	(0)	(5,000,000)	(0)
施設移転整備費積立資産	1,500,000	(0)	(1,500,000)	(0)
合 計	17,386,150	0	6,500,000	10,886,150

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	連合会	—	16,944,000	16,944,000	—	—
大府市シルバー人材センター等補助金	市	—	20,635,000	20,635,000	—	—
合 計		0	37,579,000	37,579,000	0	

附 属 明 細 書

1. 特定資産の明細

(単位：円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	退職給付引当資産	8,790,000	743,000	0	9,533,000
	共済会預け金	1,236,900	116,250	0	1,353,150
	財政運営資金積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
	施設移転整備費積立資産	1,500,000	0	0	1,500,000
	インボイス制度対応準備資金積立資産	1,000,000	0	1,000,000	0
特定資産 計		17,526,900	859,250	1,000,000	17,386,150

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	8,790,000	743,000	0	0	9,533,000
共済会給付引当金	1,236,900	116,250	0	0	1,353,150
計	10,026,900	859,250	0	0	10,886,150

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等		金額
			使用目的等	使用事業	
(流動資産)					
	現金	手元保管	喫茶さくら 3/31 現金売上	シルバー人材 センター事業	9,100
	預金	普通預金 三菱UFJ銀行大府支店	運転資金	シルバー人材 センター事業	5,501,381
		普通預金 あいち知多農協大府支店	運転資金	シルバー人材 センター事業	3,198,672
		普通預金 三菱UFJ銀行大府支店	運転資金	シニアワーク プログラム 地域事業	0
		普通預金 三菱UFJ銀行大府支店	運転資金	法人管理	3,871,757
	貯金	振替口座 ゆうちょ銀行名古屋支店	配分金支払用口座	シルバー人材 センター事業	0
	未収金	大府市役所他 計506件	契約金額	シルバー人材 センター事業	26,230,292
		派遣事業事務受託料 7年11月～8年3月 5か月分	シルバー労働者 派遣事業事務受託料	シルバー人材 センター事業	1,187,781
		特定資産受取利息	受取利息	シルバー人材 センター事業	3,125
	棚卸資産	木工業務 材料	木工業務在庫	シルバー人材 センター事業	79,442
	立替金	雇用保険	雇用保険立替払い	シルバー人材 センター事業	62,171
		喫茶さくら、みどり公園 バーベキュー釣銭	両替用現金	シルバー人材 センター事業	60,000
	前払金	desknet'sNEO利用料 8年4月～8月 5か月分	業務システム利用料 前払い	シルバー人材 センター事業	34,320
		消費税中間申告	中間申告分前払い	シルバー人材 センター事業	3,446,400
		令和8年度役員賠償責任保険 等保険料	令和8年度保険料 前払い	法人管理	123,400
流動資産合計					43,807,841
(固定資産)					
特定資産	退職給付引当 資産	定期預金 あいち知多農協大府西支店	職員退職金支払いの ための積立資産とし て管理されている預 金	シルバー人材 センター事業	9,533,000
	共済会預け金	愛知県民間社会福祉事業 職員共済会	職員退職金支払いの ための預け金として 積立でている共済会 預け金	シルバー人材 センター事業	1,353,150

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等		金額
			使用目的等	使用事業	
特定資産	財政運営資金積立資産	定期預金 あいち知多農協大府西支店	配分金等の支払いをするために管理されている預金	シルバー人材センター事業	2,000,000
	財政運営資金積立資産	定期預金 あいち知多農協大府西支店	配分金等の支払いをするために管理されている預金	シルバー人材センター事業	500,000
	財政運営資金積立資産	定期預金 あいち知多農協大府西支店	配分金等の支払いをするために管理されている預金	シルバー人材センター事業	2,500,000
	施設移転整備費積立資産	定期預金 あいち知多農協大府西支店	シルバー人材センター事業の施設移転整備費として使用	シルバー人材センター事業	1,500,000
その他の固定資産	電話加入権	0562-48-1806他 計3回線	公益目的(84%)及び法人の財産(16%)	シルバー人材センター事業及び法人管理	82,632
	運営基金積立資産	手元保管	シルバー人材センター事業の両替用現金として使用	シルバー人材センター事業	30,000
		定期預金 あいち知多農協大府西支店	シルバー人材センター事業の運営基金として使用	シルバー人材センター事業	1,000,000
固定資産合計					18,498,782
資産合計					62,306,623
(流動負債)					
未払金	配分金 513名		シルバー人材センター事業に供する配分金の未払額	シルバー人材センター事業	23,034,957
	業者材料費等		シルバー人材センター事業に供する材料費等の未払額	シルバー人材センター事業	1,926,111
	職員時間外手当		シルバー人材センター事業及び法人管理業務に従事する職員の時間外手当	シルバー人材センター事業及び法人管理	321,426
	臨時職員賃金		シルバー人材センター事業に従事する臨時職員等の賃金	シルバー人材センター事業	700,081
	職員社会保険料		シルバー人材センター事業及び法人管理業務に従事する職員の社会保険料	シルバー人材センター事業及び法人管理	316,287
	光熱水費及び施設維持管理費		シルバー人材センター事業及び法人管理業務に使用する石ヶ瀬会館の光熱水費及び施設維持管理費	シルバー人材センター事業及び法人管理	530,104
	賃借料		シルバー人材センター事業及び法人管理業務に使用するパソコン等のリース料他	シルバー人材センター事業及び法人管理	92,015

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等		金額
			使用目的等	使用事業	
		業務委託料	シルバー人材センター事業及び法人管理業務に使用するパソコン等の保守料他	シルバー人材センター事業及び法人管理	614,132
		その他小口費用	シルバー人材センター事業に使用する小口費用未払い額13件	シルバー人材センター事業	143,052
		その他小口費用	法人管理に要する小口費用未払い額2件	法人管理	15,601
	前受金	東部知多衛生組合他	契約金額の前受金他	シルバー人材センター事業	341,818
		喫茶さくら	珈琲チケット販売による前受金	シルバー人材センター事業	233,000
	預り金	職員社会保険料他	職員からの社会保険料等預り金	シルバー人材センター事業	392,930
		職員、臨時職員源泉税	職員、臨時職員からの源泉所得税預り金	シルバー人材センター事業	38,774
		職員住民税	職員からの住民税預り金	シルバー人材センター事業	79,400
		職員共済会積立金個人負担分	職員からの職員共済会積立金個人負担分預り金	シルバー人材センター事業	9,300
流動負債合計					28,788,988
(固定負債)					
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員退職金規程における退職金要支給額	シルバー人材センター事業	9,533,000
	共済会給付引当金	職員に対するもの	職員共済会給付金の引当額	シルバー人材センター事業	1,353,150
固定負債合計					10,886,150
負債合計					39,675,138
正味財産					22,631,485

監 査 報 告 書

令和 8年 5月 1日

公益社団法人大府市シルバー人材センター
会 長 山 本 正 和 殿

監 事

監 事

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行について、理事会等に出席し、また、当該年度の事業報告書及び重要な決裁書類並びに会計帳簿等を閲覧して調査を行い、慎重に審査した結果を以下のとおり報告いたします。

- 1 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

第3号議案

役員を選任について

公益社団法人大府市シルバー人材センターの理事の辞任にともない、理事を選任することについて、定款第13条第1号及び第23条第1項の定めにより総会の議決を求めます。

令和8年6月6日提出

公益社団法人大府市シルバー人材センター
会 長 山 本 正 和

役員候補者名簿

理事

(1) 選任者 任期 令和8年度定時総会の終結の時から令和9年度定時総会の終結の時まで

氏名	所属団体・ブロック	備考
佐藤 正裕	市（産業振興部長）	

(2) 辞任者

氏名	所属団体・ブロック	備考
寺島 晴彦	市（産業振興部長）	

報告第1号

令和7年度収支補正予算（第1号、第2号、第3号）について

公益社団法人大府市シルバー人材センターの令和7年度収支補正予算（第1号、第2号、第3号）について、次のとおり理事会で決議されましたので、定款第42条第1項により報告します。

令和7年度 大府市シルバー人材センター
収 支 補 正 予 算 書 (第1号)
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	349,525,000	0	349,525,000	
受取配分金	296,550,000		296,550,000	
受取材料費等	23,320,000		23,320,000	
受取事務費	29,655,000		29,655,000	
独自事業収益	4,243,000	0	4,243,000	
独自事業受取配分金	3,200,000		3,200,000	
独自事業受取材料費等	723,000		723,000	
独自事業受取事務費	320,000		320,000	
労働者派遣事業等受託収益	4,442,000	0	4,442,000	
労働者派遣事業受託収益	4,442,000		4,442,000	
受取会費	1,490,000	0	1,490,000	
正会員受取会費	1,490,000		1,490,000	
受取補助金等	37,279,000	300,000	37,579,000	
受取連合交付金	16,944,000		16,944,000	
受取市補助金	20,335,000	300,000	20,635,000	大府市地域支え合い活動推進団体支援補助金交付による増
受取負担金	14,000	0	14,000	
受取負担金	14,000		14,000	
特定資産運用益	1,000	0	1,000	
特定資産受取利息	1,000		1,000	
雑収益	474,000	0	474,000	
受取利息	3,000		3,000	
雑収益	471,000		471,000	
経常収益計	397,468,000	300,000	397,768,000	
(2) 経常費用				
事業費	390,355,000	0	390,355,000	
支払配分金	296,550,000		296,550,000	
支払材料費等	23,320,000		23,320,000	
独自事業支払配分金	3,200,000		3,200,000	
独自事業支払材料費等	723,000		723,000	
給料手当	29,269,000		29,269,000	
臨時雇賃金	7,208,000		7,208,000	
法定福利費	4,860,000		4,860,000	
退職給付費用	588,000		588,000	
福利厚生費	175,000		175,000	
旅費交通費	111,000		111,000	
通信運搬費	1,224,000		1,224,000	
会議費	0		0	
什器備品費	95,000		95,000	
消耗品費	2,387,000		2,387,000	
修繕費	100,000		100,000	
印刷製本費	971,000		971,000	
光熱水料費	1,547,000		1,547,000	
賃借料	1,540,000		1,540,000	
保険料	2,445,000		2,445,000	
諸謝金	154,000		154,000	
租税公課	6,642,000		6,642,000	
負担金	8,000		8,000	
委託費	6,336,000		6,336,000	
教材費	10,000		10,000	
訓練委託費	44,000		44,000	
作業適応訓練費	518,000		518,000	
支払手数料	320,000		320,000	
雑費	10,000		10,000	

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	備 考
管理費	8,980,000	0	8,980,000	
給料手当	4,278,000		4,278,000	
臨時雇賃金	0		0	
法定福利費	1,383,000		1,383,000	
退職給付費用	126,000		126,000	
福利厚生費	20,000		20,000	
会議費	327,000		327,000	
役員等旅費交通費	740,000		740,000	
旅費交通費	52,000		52,000	
通信運搬費	85,000		85,000	
消耗品費	347,000		347,000	
修繕費	5,000		5,000	
印刷製本費	208,000		208,000	
光熱水料費	100,000		100,000	
賃借料	397,000		397,000	
保険料	125,000		125,000	
諸謝金	20,000		20,000	
支払負担金	360,000		360,000	
委託費	337,000		337,000	
支払手数料	6,000		6,000	
雑費	64,000		64,000	
経常費用計	399,335,000	0	399,335,000	
当期経常増減額	△1,867,000	300,000	△1,567,000	
当期一般正味財産増減額	△1,867,000	300,000	△1,567,000	
一般正味財産期首残高	11,194,385	15,117,983	26,312,368	令和6年度決算額
一般正味財産期末残高	9,327,385	15,417,983	24,745,368	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	9,327,385	15,417,983	24,745,368	

(令和7年5月20日第2回理事会決議)

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

科 目	当初予算額	補正額	予算現額	備 考
【投資活動収支の部】				
〈投資活動収入〉				
特定資産取崩収入	1,867,000	0	1,867,000	
共済会預け金取崩収入	0		0	
退職給付引当資産取崩収入	0		0	
財政運営資金資産取崩収入	867,000		867,000	
施設移転整備費積立資産取崩収入	0		0	
インバウンド制度対応準備資金積立資産取崩収入	1,000,000		1,000,000	
投資活動収入計	1,867,000	0	1,867,000	
〈投資活動支出〉				
特定資産取得支出	714,000	0	714,000	
共済会預け金取得支出	112,000		112,000	
退職給付引当資産取得支出	602,000		602,000	
財政運営資金資産取得支出	0		0	
施設移転整備費積立資産取得支出	0		0	
インバウンド制度対応準備資金積立資産取得支出	0		0	
投資活動支出計	714,000	0	714,000	

2. 債務負担額

令和7年度	3,212,792円
令和8年度	2,579,280円
令和9年度	1,482,360円
令和10年度	1,482,360円
令和11年度	1,416,360円
令和12年度	638,880円

3. 受取配分金の増加に連動する費用（支払配分金、支払材料費等）に限り、予算額を超えて執行することができる。

令和7年度 大府市シルバー人材センター
収 支 補 正 予 算 書 (第2号)
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	補正前の額	補正額	予算現額	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	349,525,000	0	349,525,000	
受取配分金	296,550,000		296,550,000	
受取材料費等	23,320,000		23,320,000	
受取事務費	29,655,000		29,655,000	
独自事業収益	4,243,000	0	4,243,000	
独自事業受取配分金	3,200,000		3,200,000	
独自事業受取材料費等	723,000		723,000	
独自事業受取事務費	320,000		320,000	
労働者派遣事業等受託収益	4,442,000	0	4,442,000	
労働者派遣事業受託収益	4,442,000		4,442,000	
受取会費	1,490,000	0	1,490,000	
正会員受取会費	1,490,000		1,490,000	
受取補助金等	37,579,000	0	37,579,000	
受取連合交付金	16,944,000		16,944,000	
受取市補助金	20,635,000		20,635,000	
受取負担金	14,000	0	14,000	
受取負担金	14,000		14,000	
特定資産運用益	1,000	0	1,000	
特定資産受取利息	1,000		1,000	
雑収益	474,000	0	474,000	
受取利息	3,000		3,000	
雑収益	471,000		471,000	
経常収益計	397,768,000	0	397,768,000	
(2) 経常費用				
事業費	390,355,000	0	390,355,000	
支払配分金	296,550,000		296,550,000	
支払材料費等	23,320,000		23,320,000	
独自事業支払配分金	3,200,000		3,200,000	
独自事業支払材料費等	723,000		723,000	
給料手当	29,269,000		29,269,000	
臨時雇賃金	7,208,000		7,208,000	
法定福利費	4,860,000		4,860,000	
退職給付費用	588,000		588,000	
福利厚生費	175,000		175,000	
旅費交通費	111,000		111,000	
通信運搬費	1,224,000		1,224,000	
会議費	0		0	
什器備品費	95,000		95,000	
消耗品費	2,387,000		2,387,000	
修繕費	100,000		100,000	
印刷製本費	971,000		971,000	
光熱水料費	1,547,000		1,547,000	
賃借料	1,540,000		1,540,000	
保険料	2,445,000		2,445,000	
諸謝金	154,000		154,000	
租税公課	6,642,000		6,642,000	
負担金	8,000		8,000	
委託費	6,336,000		6,336,000	
教材費	10,000		10,000	
訓練委託費	44,000		44,000	
作業適応訓練費	518,000		518,000	
支払手数料	320,000		320,000	
雑費	10,000		10,000	

科 目	補正前の額	補正額	予算現額	備 考
管理費	8,980,000	49,000	9,029,000	
給料手当	4,278,000		4,278,000	
臨時雇賃金	0		0	
法定福利費	1,383,000		1,383,000	
退職給付費用	126,000		126,000	
福利厚生費	20,000		20,000	
会議費	327,000		327,000	
役員等旅費交通費	740,000		740,000	
旅費交通費	52,000		52,000	
通信運搬費	85,000		85,000	
消耗品費	347,000		347,000	
修繕費	5,000		5,000	
印刷製本費	208,000		208,000	
光熱水料費	100,000		100,000	
賃借料	397,000		397,000	
保険料	125,000	49,000	174,000	法人車両の保険金額変更による増
諸謝金	20,000		20,000	
支払負担金	360,000		360,000	
委託費	337,000		337,000	
支払手数料	6,000		6,000	
雑費	64,000		64,000	
経常費用計	399,335,000	49,000	399,384,000	
当期経常増減額	△1,567,000	△49,000	△1,616,000	
当期一般正味財産増減額	△1,567,000	△49,000	△1,616,000	
一般正味財産期首残高	26,312,368	0	26,312,368	
一般正味財産期末残高	24,745,368	△49,000	24,696,368	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	24,745,368	△49,000	24,696,368	

(令和7年6月16日第3回理事会決議)

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

科 目	補正前の額	補正額	予算現額	備 考
【投資活動収支の部】				
〈投資活動収入〉				
特定資産取崩収入	1,867,000	0	1,867,000	
共済会預け金取崩収入	0		0	
退職給付引当資産取崩収入	0		0	
財政運営資金資産取崩収入	867,000		867,000	
施設移転整備費積立資産取崩収入	0		0	
インバウンド制度対応準備資金積立資産取崩収入	1,000,000		1,000,000	
投資活動収入計	1,867,000	0	1,867,000	
〈投資活動支出〉				
特定資産取得支出	714,000	0	714,000	
共済会預け金取得支出	112,000		112,000	
退職給付引当資産取得支出	602,000		602,000	
財政運営資金資産取得支出	0		0	
施設移転整備費積立資産取得支出	0		0	
インバウンド制度対応準備資金積立資産取得支出	0		0	
投資活動支出計	714,000	0	714,000	

2. 債務負担額

令和7年度	3,212,792円
令和8年度	2,579,280円
令和9年度	1,482,360円
令和10年度	1,482,360円
令和11年度	1,416,360円
令和12年度	638,880円

3. 受取配分金の増加に連動する費用（支払配分金、支払材料費等）に限り、予算額を超えて執行することができる。

令和7年度 大府市シルバー人材センター
収 支 補 正 予 算 書 (第3号)
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	補正前の額	補正額	予算現額	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	349,525,000	4,367,000	353,892,000	
受取配分金	296,550,000	3,970,000	300,520,000	決算見込みによる増
受取材料費等	23,320,000		23,320,000	
受取事務費	29,655,000	397,000	30,052,000	決算見込みによる増
独自事業収益	4,243,000	0	4,243,000	
独自事業受取配分金	3,200,000		3,200,000	
独自事業受取材料費等	723,000		723,000	
独自事業受取事務費	320,000		320,000	
労働者派遣事業等受託収益	4,442,000	0	4,442,000	
労働者派遣事業受託収益	4,442,000		4,442,000	
受取会費	1,490,000	0	1,490,000	
正会員受取会費	1,490,000		1,490,000	
受取補助金等	37,579,000	0	37,579,000	
受取連合交付金	16,944,000		16,944,000	
受取市補助金	20,635,000		20,635,000	
受取負担金	14,000	0	14,000	
受取負担金	14,000		14,000	
特定資産運用益	1,000	0	1,000	
特定資産受取利息	1,000		1,000	
雑収益	474,000	35,000	509,000	
受取利息	3,000	35,000	38,000	金利の上昇に伴う利息の増
雑収益	471,000		471,000	
経常収益計	397,768,000	4,402,000	402,170,000	
(2) 経常費用				
事業費	390,355,000	7,310,000	397,665,000	
支払配分金	296,550,000	3,970,000	300,520,000	決算見込みによる増
支払材料費等	23,320,000		23,320,000	
独自事業支払配分金	3,200,000		3,200,000	
独自事業支払材料費等	723,000		723,000	
給料手当	29,269,000	1,410,000	30,679,000	給与改定及び正職員採用による増
臨時雇賃金	7,208,000	240,000	7,448,000	時間外勤務の増
法定福利費	4,860,000	110,000	4,970,000	給与改定及び正職員採用による増
退職給付費用	588,000	120,000	708,000	給与改定及び正職員採用による増
福利厚生費	175,000		175,000	
旅費交通費	111,000		111,000	
通信運搬費	1,224,000	150,000	1,374,000	郵送料の増
会議費	0		0	
什器備品費	95,000		95,000	
消耗品費	2,387,000	630,000	3,017,000	会員防寒着等の購入費用の増・推進車の燃料費の増
修繕費	100,000	70,000	170,000	公用車等の修理費用の増
印刷製本費	971,000		971,000	
光熱水料費	1,547,000	△500,000	1,047,000	石ヶ瀬会館の光熱水料費等の減
賃借料	1,540,000	20,000	1,560,000	幸齢ゆめハウスエアコン入替による増
保険料	2,445,000		2,445,000	
諸謝金	154,000		154,000	
租税公課	6,642,000	500,000	7,142,000	消費税納付額の増
負担金	8,000		8,000	
委託費	6,336,000	270,000	6,606,000	配分金明細等の発送委託料等の増
教材費	10,000		10,000	
訓練委託費	44,000		44,000	
作業適応訓練費	518,000	310,000	828,000	剪定新人育成会員の増
支払手数料	320,000		320,000	
雑費	10,000	10,000	20,000	一般廃棄物搬入許可更新手数料等

科 目	補正前の額	補正額	予算現額	備 考
管理費	9,029,000	150,000	9,179,000	
給料手当	4,278,000		4,278,000	
臨時雇賃金	0		0	
法定福利費	1,383,000	80,000	1,463,000	給与改定による増
退職給付費用	126,000	50,000	176,000	給与改定による増
福利厚生費	20,000		20,000	
会議費	327,000		327,000	
役員等旅費交通費	740,000		740,000	
旅費交通費	52,000		52,000	
通信運搬費	85,000		85,000	
消耗品費	347,000	10,000	357,000	公用車の燃料費の増
修繕費	5,000		5,000	
印刷製本費	208,000		208,000	
光熱水料費	100,000		100,000	
賃借料	397,000		397,000	
保険料	174,000		174,000	
諸謝金	20,000		20,000	
支払負担金	360,000		360,000	
委託費	337,000	10,000	347,000	定時総会賞状筆耕枚数の増
支払手数料	6,000		6,000	
雑費	64,000		64,000	
経常費用計	399,384,000	7,460,000	406,844,000	
当期経常増減額	△1,616,000	△3,058,000	△4,674,000	
当期一般正味財産増減額	△1,616,000	△3,058,000	△4,674,000	
一般正味財産期首残高	26,312,368	0	26,312,368	
一般正味財産期末残高	24,696,368	△3,058,000	21,638,368	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	24,696,368	△3,058,000	21,638,368	

(令和8年2月17日第11回理事会決議)

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

科 目	補正前の額	補正額	予算現額	備 考
【投資活動収支の部】				
〈投資活動収入〉				
特定資産取崩収入	1,867,000	0	1,867,000	
共済会預け金取崩収入	0		0	
退職給付引当資産取崩収入	0		0	
財政運営資金資産取崩収入	867,000		867,000	
施設移転整備費積立資産取崩収入	0		0	
インバース制度対応準備資金積立資産取崩収入	1,000,000		1,000,000	
投資活動収入計	1,867,000	0	1,867,000	
〈投資活動支出〉				
特定資産取得支出	714,000	170,000	884,000	
共済会預け金取得支出	112,000	10,000	122,000	給与改定及び正職員採用による増
退職給付引当資産取得支出	602,000	160,000	762,000	給与改定及び正職員採用による増
財政運営資金資産取得支出	0		0	
施設移転整備費積立資産取得支出	0		0	
インバース制度対応準備資金積立資産取得支出	0		0	
投資活動支出計	714,000	170,000	884,000	

2. 債務負担額

令和7年度	3,212,792円
令和8年度	2,579,280円
令和9年度	1,482,360円
令和10年度	1,482,360円
令和11年度	1,416,360円
令和12年度	638,880円

3. 受取配分金の増加に連動する費用（支払配分金、支払材料費等）に限り、予算額を超えて執行することができる。

報告第2号

令和8年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて

公益社団法人大府市シルバー人材センターの令和8年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて、次のとおり理事会で決議されましたので、定款第42条第1項により報告します。

令和8年度 事業計画

～未来に伸びるシルバーロード～

I はじめに

令和8年度は、第4次中期計画（令和4年度～令和8年度）の最終年度になります。

第4次中期計画では、「会員の拡大」、「就業機会の確保と拡大」、「安全就業の徹底」の3つを基本方針とし、それぞれの基本方針ごとに基本計画を定め、その「取組の方向」を示しています。

基本計画では、年度ごとに5つの「指標」とその目標値を設定するとともに、具体的な実施内容を示しています。

特に、5つの指標の中でもシルバー事業を進める上で最も重要な「会員数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、第4次中期計画で定めた目標値の達成が困難であることから、令和7年度の目標値については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の会員数に見直しを行いました。

令和7年度からは会員拡大に向けての新たな取り組みとして、「ウェブ入会チャンネルの開設」、年度会費の「夫婦割引」及び「年度末割引」の導入等により着実に増加傾向となっており、令和7年12月時点においては、令和7年度の目標値である会員数676人を9人上回る685人となっています。今後も魅力ある新たな就業の確保等により、会員の拡大を図ってまいります。

令和8年度は、シルバー人材センターの請負・委任業務においてフリーランス法に基づき、発注者、センター、会員の3者間で1つの契約となる新しい契約方式である「包括的契約」に移行するとともに、市場の動向を捉えて新たな5年計画となる第5次中期計画（令和9年度～令和13年度）の策定にも取り組んでまいります。

今後も、シルバー人材センターの目的である「高齢者の就業機会の増大」並びに「活力ある地域社会」の実現に向け、第4次中期計画に基づき着実に事業を展開していくとともに、シルバー人材センターの会員になることで得られる「仲間づくり」、「生きがいづくり」、「健康づくり」などのメリットを積極的に発信して会員の拡大に努めてまいります。

当センターは、センターと会員が連携し、「親切で丁寧な質の高いサービス」及び「パフォーマンスに優れたサービス」の提供に取り組んでまいります。

II 事業の実施内容

1. 会員の拡大

	令和8年度目標	第4次中期計画
会員数	740人	740人

- (1) 毎月第1水曜日に開催している「おしごと説明会」の内容を充実します。
 - ・シルバーに入会した動機や就業経験を、各地区のブロック長や女性会員からお話していただくことで、わかりやすい「おしごと説明会」とします。
 - ・説明会参加者に、最新の就業募集情報を案内するとともに、入会希望者から就業希望職種の意向を丁寧に聞き取り、就業先のマッチングに努めます。
- (2) ウェブサイトによる会員拡大を推進します。
 - ・当センターのウェブサイトにも、いつでも受講出来るWEB版「おしごと説明会」を開催し、来所しなくても受講できる「おしごと説明会」をPRします。
- (3) 7月を「会員拡大強化月間」とし、「会員紹介カード」を活用した会員拡大活動（声かけ運動）を実施します。
 - ・「会員紹介カード」による入会の場合、紹介いただいた会員に商品券（千円分）をお渡しするとともに、入会申込された方にも喫茶さくらのコーヒータケットを2枚をお渡しします。
 - ・夫婦で会員の場合、「夫婦割引」として、おひとり分の会費を半額にします。
- (4) 「会員募集」のポケットティッシュを作成して会員拡大を推進します。
 - ・産業文化まつり、福祉健康フェア等のイベントで配布し、会員拡大に努めます。
 - ・おしごと説明会の参加者に配布し、お知り合いの方への声掛けを依頼します。
- (5) 広報紙「SCおおぶ」（年2回）を発行し、当センターのPRを行います。
 - ・当センターが開催するイベントをご案内するとともに、イベントに参加いただいた方がシルバーに興味を持っていただけるようにPRします。
 - ・シルバーが行っているお仕事をご案内します。
- (6) 会員募集チラシを作成して会員拡大に努めます。
 - ・新聞への折込（年1回）、市内全自治区の回覧版を活用することで、会員拡大に努めます。
- (7) 老人クラブ（ゴールドクラブ）や社会福祉協議会等との連携により会員拡大に努めます。
- (8) 楽しみの創造、先進事例を参考にします。
 - ・色々なイベント等を企画し、就業以外の楽しみや生きがいを検討します。
 - ・先進センター等の事例を参考にして、当センターに反映します。
- (9) 年度末時期の新入会員確保に努めます。
 - ・「年度末割引」（1月から3月の入会に限り当年度の会費を半額）のPRにより会員拡大に努めます。
- (10) その他
 - ・愛知県シルバー人材センター連合会との連携による会員拡大に努めます。厚生労働省愛知労働局委託事業「高齢者活躍人材確保育成事業」によるイベントや講習会を共催します。
 - ・一斉ボランティア活動を開催し、センターのPRをします。

2. 就業機会の確保と拡大

	令和8年度目標	第4次中期計画
就業延人員	110,000人日	110,000人日
契約金額	410,000千円	410,000千円

- (1)就業依頼に素早く対応します。
 - ・お客様からの就業依頼に対応し、迅速に就業会員の確保に努めます。
- (2)会員の希望に沿った就業先を紹介します。
 - ・会員の就業希望職種の意向を丁寧に聞き取り、希望に沿った高齢者に適した就業先の紹介に努めます。
- (3)魅力ある職種を開拓・拡大します。
 - ・女性会員の増加に伴い、女性が魅力を感じる職種の開拓・拡大に努めます。
- (4)公共部門の仕事を拡大します。
 - ・公共部門との調整により、新たな就業の受注に努めます。
- (5)新たな派遣先を開拓します。
 - ・事業所等に積極的に営業活動を行い、高齢者に適した職種の派遣先の開拓に努めます。
- (6)商工会議所と連携します。
 - ・商工会議所の会員事業所に、シルバー人材センターの事業をPRして新たな就業先の確保に努めます。

3. 安全就業の徹底

	令和8年度目標	第4次中期計画
傷害事故	0件	0件
損害賠償責任事故	0件	0件

- (1)安全就業第一を徹底します。
 - ・様々な機会において、「安全就業第一」を啓発し徹底します。
- (2)安全・適正就業委員会を開催します。
 - ・安全かつ適正な就業を継続するため、年4回会議を開催します。
- (3)作業マニュアルを整備し、安全就業を指導します。
 - ・安全に作業できるマニュアルを整備し、マニュアルに基づいた指導を行います。また、安全・適正就業推進員による現場巡回を行うことで、安全就業を徹底します。
- (4)夏季における就労対策（熱中症対策）に努めます。
 - ・屋外作業の職群班については、塩飴を配付するとともに、猛暑日が予想される場合は日程を調整するよう指導します。

(5)蜂刺され防止対策に努めます。

- ・令和7年度において蜂刺され事故が多かったため、各種講習会等で蜂刺され防止の啓発を行うとともに、蜂駆除スプレーを配付します。

(6)公用車の安全運転に努めます。

- ・運転技術診断により、公用車での事故再発防止及び安全運転に対する意識向上を図ります。

(7)安全就業スローガンを募集します。

- ・安全意識向上のため、令和9年度・10年度の安全就業スローガンを募集します。

(8)各種講習会を開催します。

- ・刈払機取扱者安全講習会、剪定安全講習会、交通安全講習会等を開催し、会員の技能や安全意識の向上を図ります。

(9)事故防止キャンペーンに参加します。

- ・愛知県シルバー人材センター連合会が主催する、事故防止キャンペーンに参加して安全就業に努めます。

4. その他

(1)コスト縮減に努めます。

- ・全職員がコスト意識を持ち、効果的で効率的な事業運営に努めます。

(2)適正な配分金単価を設定します。

- ・最低賃金の改定を参考に、適正な配分金単価を設定します。

(3)個人情報保護を徹底します。

- ・役員及び会員に対して、個人情報保護の徹底を周知します。

(4)包括的契約を開始します。

- ・請負及び委任契約について、フリーランス新法に対応した包括的契約を開始します。

(5)財政基盤を強化します。

- ・国及び市からの適切な補助金の確保に努めます。
- ・事務費率の改定を検討します。

(6)第5次中期計画を策定します。

- ・令和9年度から令和13年度までの新たな5年間の計画を策定します。

(7)新たな魅力ある講習会等を企画します。

- ・会員同士のコミュニケーション能力を高めるような講習会を企画します。

Ⅲ 月別実施計画

月	会 議 等	研修会・講習会等	安全・普及啓発等
4	第1回理事会 21(火) 感謝状並びに表彰状審査委員会 業務監査	剪定安全講習会	第1回おしごと説明会 1(水) シルバーおおぶ 第272号発行 安全・適正就業推進員による現場巡回
5	第2回理事会 19(火) 職群リーダー会議 健康・安全対策員会議		第2回おしごと説明会 7(木)
6	定時総会 6(土) 第3回理事会 15(月) 安全・適正就業委員会	個人情報保護研修会(役員)	第3回おしごと説明会 3(水) シルバーおおぶ 第273号発行
7	第4回理事会 21(火)	刈払機取扱者安全講習会	第4回おしごと説明会 1(水) 会員拡大強化月間 安全・適正就業委員会巡回指導 SCおおぶ 第71号発行
8	第5回理事会 18(火)	シルバーPRイベント①	第5回おしごと説明会 5(水) シルバーおおぶ 第274号発行
9	第6回理事会 15(火) 安全・適正就業推委員会		第6回おしごと説明会 2(水)
10	第7回理事会 20(火) 上半期会計監査	交通安全講習会	第7回おしごと説明会 7(水) シルバーおおぶ 第275号発行
11	第8回理事会 17(火) 安全・適正就業推委員会	役員視察研修会 安全運転適性検査	第8回おしごと説明会 4(水) 一斉ボランティア活動
12	第9回理事会 15(火)		第9回おしごと説明会 2(水) シルバーおおぶ 第276号発行
1	第10回理事会 19(火) 安全・適正就業推委員会 地区ブロック会議	個人情報保護研修会(会員) シルバーPRイベント②	第10回おしごと説明会 6(水) SCおおぶ 第72号発行
2	第11回理事会 16(火) 企画委員会	果樹剪定講習会	第11回おしごと説明会 3(水) シルバーおおぶ 第277号発行
3	第12回理事会 16(火) 除草班リーダー会議	剪定技能講習会 刈払機取扱者点検整備講習会	第12回おしごと説明会 3(水)

- 定時総会 9時30分から(石ヶ瀬会館ホール) ※原則毎年6月第1土曜日開催
- 理事会 13時30分から(石ヶ瀬会館大会議室) ※原則毎月第3火曜日開催
- おしごと説明会 9時30分から(石ヶ瀬会館視聴覚室) ※原則毎月第1水曜日開催
- 各委員会(安全・適正就業委員会、会員拡大委員会、就業形態適正化実施委員会、企画委員会)は、適時開催する。
- 安全・適正就業推進員による現場巡回は、この計画時期以外にも必要に応じて適宜行う。

令和8年度 大府市シルバー人材センター
収 支 予 算 書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	0	349,525,000	△349,525,000	
受取配分金	0	296,550,000	△296,550,000	包括的契約に移行
受取材料費等	0	23,320,000	△23,320,000	包括的契約に移行
受取事務費	0	29,655,000	△29,655,000	包括的契約に移行
包括的契約に係る収益	53,764,000	0	53,764,000	
受取センター業務委託料	32,156,000	0	32,156,000	会員業務委託料の10%
受取材料費等	21,608,000	0	21,608,000	材料費収入
独自事業収益	4,243,000	4,243,000	0	
独自事業受取配分金	3,200,000	3,200,000	0	独自事業配分金収入
独自事業受取材料費等	723,000	723,000	0	独自事業材料費収入
独自事業受取事務費	320,000	320,000	0	独自事業事務費収入(10%)
労働者派遣事業等受託収益	4,306,000	4,442,000	△136,000	
労働者派遣事業受託収益	4,306,000	4,442,000	△136,000	シルバー-派遣事業事務受託料
有料職業紹介事業受託収益	1,000	0	1,000	
有料職業紹介事業受託収益	1,000	0	1,000	有料職業紹介事業事務受託料
受取会費	1,552,000	1,490,000	62,000	
正会員受取会費	1,552,000	1,490,000	62,000	正会員会費
受取補助金等	39,019,000	37,279,000	1,740,000	
受取連合交付金	18,729,000	16,944,000	1,785,000	国庫補助交付金
受取市補助金	20,290,000	20,335,000	△45,000	大府市補助金
受取負担金	14,000	14,000	0	
受取負担金	14,000	14,000	0	会員手帳
特定資産運用益	1,000	1,000	0	
特定資産受取利息	1,000	1,000	0	特定資産運用利息
雑収益	524,000	474,000	50,000	
受取利息	24,000	3,000	21,000	普通預金受取利息
雑収益	500,000	471,000	29,000	広報同時配布物等
経常収益計	103,424,000	397,468,000	△294,044,000	
(2) 経常費用				
事業費	100,859,000	390,355,000	△289,496,000	
支払配分金	0	296,550,000	△296,550,000	包括的契約に移行
支払材料費等	0	23,320,000	△23,320,000	包括的契約に移行
支払材料費等 (包括的契約に係るもの)	21,608,000	0	21,608,000	諸作業の経費(包括的契約に係るもの)
独自事業支払配分金	3,200,000	3,200,000	0	独自事業会員配分金
独自事業支払材料費等	723,000	723,000	0	独自事業の経費
給料手当	35,918,000	29,269,000	6,649,000	事務局長・職員 給与、諸手当
臨時雇賃金	7,322,000	7,208,000	114,000	臨時職員 賃金
法定福利費	5,974,000	4,860,000	1,114,000	社会保険料、労働保険料
退職給付費用	1,271,000	588,000	683,000	職員 退職給付費用
福利厚生費	204,000	175,000	29,000	職員 健康診断等
旅費交通費	71,000	111,000	△40,000	講習会・研修・視察等 旅費
通信運搬費	1,346,000	1,224,000	122,000	郵送料、電話料金等
会議費	0	0	0	
什器備品費	45,000	95,000	△50,000	幸齢ゆめハウス・事務用什器備品等
消耗品費	1,698,000	2,387,000	△689,000	安全保護具、事務用品、ガリン、会員へスト等
修繕費	94,000	100,000	△6,000	木工機械修繕、幸齢ゆめハウス修繕他
印刷製本費	987,000	971,000	16,000	SCおおぶ、会員募集チラシ、封筒等印刷
光熱水料費	1,122,000	1,547,000	△425,000	電気、ガス、水道代
賃借料	1,782,000	1,540,000	242,000	業務システム、複合機、プロジェクター等 リース料
保険料	2,531,000	2,445,000	86,000	シルバー-傷害保険、賠償責任保険
諸謝金	144,000	154,000	△10,000	講習会講師謝礼
租税公課	6,900,000	6,642,000	258,000	収入印紙、消費税
負担金	8,000	8,000	0	講習会受講料

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
委託費	6,749,000	6,336,000	413,000	業務システム等保守料、Smile to Smile利用料他
教材費	10,000	10,000	0	安全講習会教材、資料書籍
訓練委託費	44,000	44,000	0	運転適性検査
作業適応訓練費	824,000	518,000	306,000	剪定新人会員育成費
支払手数料	274,000	320,000	△46,000	金融機関振込・硬貨精査手数料他
雑費	10,000	10,000	0	渉外費等
管理費	7,555,000	8,980,000	△1,425,000	
給料手当	3,394,000	4,278,000	△884,000	法人管理に係る職員 給与、諸手当
臨時雇賃金	0	0	0	
法定福利費	572,000	1,383,000	△811,000	法人管理に係る職員 法定福利費
退職給付費用	432,000	126,000	306,000	法人管理に係る職員 退職給付費用
福利厚生費	10,000	20,000	△10,000	法人管理に係る職員 福利厚生費
会議費	307,000	327,000	△20,000	総会 理事会 委員会 ブロック会議 贈い費
役員等旅費交通費	768,000	740,000	28,000	理事 委員、ブロック長、連絡員 費用弁償
旅費交通費	40,000	52,000	△12,000	東海シ連総会等
通信運搬費	81,000	85,000	△4,000	総会案内文書郵送料等
消耗品費	360,000	347,000	13,000	コピー用紙、総会費用等
修繕費	5,000	5,000	0	事務所等施設設備修繕費
印刷製本費	208,000	208,000	0	総会議案書印刷等
光熱水料費	71,000	100,000	△29,000	法人管理に係る電気、ガス、水道代
賃借料	382,000	397,000	△15,000	法人管理に係るパソコン等 リース料
保険料	125,000	125,000	0	役員傷害保険、役員賠償責任保険
諸謝金	20,000	20,000	0	総会アトラクション謝礼
支払負担金	356,000	360,000	△4,000	全シ協 連合会 商工会議所 会費等
委託費	356,000	337,000	19,000	総会賞状筆耕、議案書製本等
支払手数料	6,000	6,000	0	金融機関振込手数料等
雑費	62,000	64,000	△2,000	慶弔見舞金等
経常費用計	108,414,000	399,335,000	△290,921,000	
当期経常増減額	△4,990,000	△1,867,000	△3,123,000	
当期一般正味財産増減額	△4,990,000	△1,867,000	△3,123,000	
一般正味財産期首残高	21,638,368	11,194,385	10,443,983	
一般正味財産期末残高	16,648,368	9,327,385	7,320,983	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	16,648,368	9,327,385	7,320,983	

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
【投資活動収支の部】				
〈投資活動収入〉				
特定資産取崩収入	0	1,867,000	△ 1,867,000	
共済会預け金取崩収入	0	0	0	
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0	
財政運営資金資産取崩収入	0	867,000	△ 867,000	
施設移転整備費積立資産取崩収入	0	0	0	
インバ制度対応準備資金積立資産取崩収入	0	1,000,000	1,000,000	
投資活動収入計	0	1,867,000	△ 1,867,000	
〈投資活動支出〉				
特定資産取得支出	1,703,000	714,000	989,000	
共済会預け金取得支出	168,000	112,000	56,000	共済会預け金
退職給付引当資産取得支出	1,535,000	602,000	933,000	退職給付積立
財政運営資金資産取得支出	0	0	0	
施設移転整備費積立資産取得支出	0	0	0	
インバ制度対応準備資金積立資産取得支出	0	0	0	
投資活動支出計	1,703,000	714,000	989,000	

2. 債務負担額

令和8年度	3,803,052円	令和12年度	1,157,640円
令和9年度	2,661,120円	令和13年度	370,920円
令和10年度	2,001,120円	令和14年度	180,840円
令和11年度	1,935,120円		

3. 受取配分金の増加に連動する費用（支払配分金、支払材料費等）に限り、予算額を超えて執行することができる。

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

- (1) 資金調達の見込みについて 当期中に資金調達の予定はありません。

- (2) 設備投資の見込みについて 当期中に重要な設備投資の予定はありません。

報告第3号

公益社団法人大府市シルバー人材センター配分金規約の変更について

公益社団法人大府市シルバー人材センター配分金規約の変更について、次のとおり理事会で決議されましたので、配分金規約附則第2項により報告します。

公益社団法人大府市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人大府市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業にともなう配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）に関する事項を定めるものである。

(全額支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対する配分金を、その全額を支払うものとし、会員が指定する金融機関の口座に振込むものとする。

2 センターは会員との間の合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(約束の日の支払い原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合に、その配分金を約束の日に支払うものとする。ただし、支払日が土曜日、日曜日又は祝日等の休日に当たるときは、その前日又は前々日に支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積基準単価の決定手続き)

第5条 センターは、会員の配分金見積基準単価について、仕事の種類、内容等を考慮して、理事会において定めるものとする。

附 則

1 この規約は、昭和57年10月1日から施行する。

2 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成元年7月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年11月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、公益社団法人大府市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

報告第4号

公益社団法人大府市シルバー人材センター利用規約の制定について

公益社団法人大府市シルバー人材センター利用規約の制定について、次のとおり理事会で決議されましたので、利用規約附則第2項により報告します。

公益社団法人大府市シルバー人材センター利用規約

(利用契約)

第1条 発注者（公益社団法人大府市シルバー人材センター（以下「センター」という。）を通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）は、センターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、センターとの間で「シルバー人材センター利用契約」（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

(就業条件)

第2条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

- 2 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

(マッチング)

第3条 センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

(発注者及びセンターの責務)

第4条 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

- 2 センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

- 3 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

(業務の対価)

第5条 発注者はセンターに対して、センター業務委託料（センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

- 2 センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

(請求及び支払の方法)

第6条 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(権利・義務の移転の禁止)

第7条 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

- 2 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務・個人情報管理)

第8条 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

- 2 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第9条 発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

附則

- 1 この規約は令和8年4月1日より施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

報告第5号

公益社団法人大府市シルバー人材センター会員業務就業規約の制定について

公益社団法人大府市シルバー人材センター会員業務就業規約の制定について、次のとおり理事会で決議されましたので、会員業務就業規約附則第2項により報告します。

公益社団法人大府市シルバー人材センター会員業務就業規約

(会員の就業条件)

第1条 公益社団法人大府市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

(業務の具体的内容及び会員業務委託料)

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

(就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。

2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。

3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。

4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。

5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

(会員業務委託料の支払)

第4条 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。

3 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。

4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。

5 第3項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(センターによる立替払)

第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われないときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。

2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。

- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

(費用の負担等)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
- 5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

(会員の履行不能)

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者（以下総称して「代替会員等」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

(契約不適合責任)

第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂さ

せるものとする。

3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。

4 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

第10条 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。

2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したもものとして取り扱う。

3 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

(著作権の帰属等)

第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利・義務の移転の禁止)

第12条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。

2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。

3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

(守秘義務・個人情報管理)

第13条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第14条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。

3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

4 センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。

5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大府市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を愛知県大府市に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供する事業
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための職業紹介事業（なお、愛知県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。）
- (3) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための労働者派遣事業（なお、愛知県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。）
- (4) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
- (5) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談を行う事業
- (6) 高齢者の安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業
- (7) センターの活動等について周知を図る事業
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者で、入会した者
 - ア 大府市に居住する原則として60歳以上の者
 - イ 健康で働く意欲のある者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者
- (2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、会長が推薦し、理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 大府市内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの

目的に賛同し、事業に協力するもので、入会したもの

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員等は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。

(3) 1年間以上会費又は賛助会費を滞納したとき。

(4) 大府市暴力団排除条例（平成23年12月27日大府市条例第21号）第2条第1号から第2号に該当する者であるとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 全ての正会員等の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員等をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員を選任又は解任

(2) 役員報酬等の額又は役員報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 会費及び賛助会費の金額

(6) 会員の除名

(7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(8) 合併

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の総数の5分の1以上を有する正会員等から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員等が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員等の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員等の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員等の総数の過半数が出席し、出席した正会員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員等として決議に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員等は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第4章 役員

(役員の設定)

第22条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第22条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程に従って報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引

(3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員損害賠償責任の免除)

第30条 センターは、役員一般社団・財団法人法 第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前2号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第4号の規定により、理事又は監事から請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第41条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、愛知県知事に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項に掲げる書類(定款を除く。)は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に愛知県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第44条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において、正会員等の総数の半分以上であって、正会員等の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、愛知県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく愛知県知事に届け出なければならない。

(解散)

第47条 センターは、一般社団法人・財団法人法 第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員等の総数の半数以上であって、正会員等の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第48条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若し

くは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第49条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第50条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は大山尚雄及び堀浩明、業務執行理事は伴博とする。
- 3 整備法 第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときには、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年6月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月4日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月5日から施行する。

会員心得 16 ヶ条

大府市シルバー人材センター

1. 常に自己の健康と安全に留意し、大府市シルバー人材センター会員としての誇りと責任をもって仕事の遂行に努めましょう。
2. 「自主・自立、共働・共助」の理念に立った「生きがい事業」です。会員は仲良く助け合って仕事をしましょう。
3. 約束した期日・時間は守って下さい。万一、病気・怪我等のため途中で休んだり辞めたりするときは、必ず発注者及び事務局へ連絡して下さい。
4. 高齢者である事を自覚して、安全に留意し就業しましょう。又、安全具の着用など体の防護に努めましょう。
5. 万一、就業中に傷害を被った場合、速やかに医師の診断を受けるとともに、事務局へ連絡して下さい。物損事故の場合も応急措置・連絡を速やかに取りましょう。
6. 雇用関係がないので、労災保険の適用はありません。就業中に傷害を被った場合に一定の補償を受けるため、シルバー人材センター団体傷害保険に加入しています。
7. 作業日報は、作業終了後又は毎月末に締めて、速やかに事務局に提出して下さい。
8. 配分金の支払いは、仕事をした翌月の20日を原則とします。この日が土曜・日曜・祝日など休日の時は、前日又は前々日になります。
9. 配分金はすべて金融機関振込です。支払日に払戻す場合は、午前10時以降にして下さい。
10. 配分金は、税法上雑所得として取り扱われます。各自で申告して下さい。
11. 発注者と会員、センターと会員の間には雇用関係はありません。又、生計維持のために働く人を対象とはしていませんので、就業の保障や収入の保障は行いません。
12. 仕事は心を込めて、丁寧にやりましょう。仕事の不満や意見・仕事を辞めたいときは直接発注者に言わないで事務局へお話し下さい。
13. 仕事で知り得たことで、発注主の名誉を傷つけたり、不利益になるような事は口外しないで下さい。
14. 交通費・おやつ・昼食などの接待は、受けない事になっています。
15. 全員がいずれかの地域班に所属します。地域班活動に協力しましょう。配分金を得るだけがシルバーの目的ではありません。
16. 退会は、事務局に必ず連絡して下さい。